

日医発第687号（介護）
令和8年7月7日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐原 博之
(公印省略)

公益社団法人国民健康保険中央会運用 LIFE への移行に係る再度の周知について

科学的介護情報システム（LIFE）につきましては、令和8年5月11日より、その運営主体が厚生労働省から公益社団法人国民健康保険中央会に移管されております。運営主体の移管に伴う事業所・施設に必要な作業（以下「移行作業」という。）につきましては、令和8年3月26日付 日医発第2069号、令和8年4月24日付 日医発第234号、令和8年5月26日付 日医発第394号、令和8年6月19日付 日医発第564号にてご案内申し上げたところですが、令和8年7月2日時点においても、一定数の事業所・施設においては、移行作業が完了していない状況であるとのことです。

これまでご案内したとおり、LIFEを引き続き利用し、LIFEへのデータ提出が必要な加算を継続して算定するためには、事業所・施設において令和8年7月31日までに移行作業を完了する必要があります（添付資料 別紙1）。移行が完了していない場合、令和8年8月1日以降、厚生労働省運用のLIFEへのデータ提出ができず、7月分以降のLIFEへのデータ提出が必要な加算の算定要件を満たさなくなります。今後もLIFEを利用し、LIFE関連加算を算定する予定である事業所・施設におかれましては、添付資料 別紙2をご覧ください。速やかに移行作業を実施することが求められております。

また、7月サービス提供分の様式情報につきましては、令和8年8月10日までに国民健康保険中央会が運用するLIFEへ提出が必要であるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、移行期間内に事業所・施設の移行作業が完了するよう、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）

○介護保険最新情報 Vol.1520

公益社団法人国民健康保険中央会運用 LIFE への移行に係る再周知について

（令8.7.2 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

公益社団法人国民健康保険中央会運用 LIFE への
移行に係る再周知について
計7枚（本紙を除く）

Vol.1 5 2 0

令和8年7月2日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

事務連絡
令和8年7月2日

各 { 都道府県介護保険主管課（室）
市町村介護保険担当課（室）
介護保険関係団体 } 御中

厚生労働省老健局老人保健課

公益社団法人国民健康保険中央会運用 LIFE への移行に係る再周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃からご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

科学的介護情報システム（LIFE）については、厚生労働省において運用を行ってきたところですが、令和8年5月11日から公益社団法人国民健康保険中央会による運用が開始されています。運営主体の移管に伴う事業所・施設で必要な作業（以下「移行作業」という。）については、令和8年3月23日 Vol. 1484 介護保険最新情報、令和8年4月21日 Vol. 1495 介護保険最新情報、令和8年5月22日 Vol. 1504 介護保険最新情報、令和8年6月18日 Vol. 1512 介護保険最新情報により既にお知らせしております。令和8年7月2日時点においても、一定数の事業所・施設においては、移行作業が完了しておりません。

これまでご案内したとおり、LIFE を引き続き利用し、LIFE へのデータ提出が必要な加算を継続して算定するためには、事業所・施設において移行期間内に必ず移行作業を行う必要があります（別紙1）。令和8年7月31日までに移行作業を完了しない事業所・施設については、令和8年8月1日以降、厚生労働省の運用する LIFE へのデータ提出ができず、7月分以降の LIFE へのデータ提出が必要な加算の算定要件を満たさなくなります。今後も LIFE を利用し、LIFE 関連加算を算定する予定であるものの、移行作業が完了していない事業所・施設におかれましては、別紙2をご覧ください、速やかに移行作業を実施いただくよう、お願いいたします。

また、7月サービス提供分の様式情報につきましては、令和8年8月10日までに国保中央会運用 LIFE へ提出が必要であることにご留意ください。

各都道府県・市区町村におかれましては、移行期間内に事業所・施設の移行作業が完了するよう、管内事業所等への周知をお願いします。また、介護保険関係団体

におかれましては、会員事業所等への周知についてご協力を賜りますようお願い
します。

厚労省運用LIFEから 国保中央会LIFEへの 移行作業のお願い

※本内容は 厚労省運用LIFEを利用したことがあり、
国保中央会LIFEへの移行作業を行っていない介護事業所・施設が対象です

令和8年 **7月31日** (金)

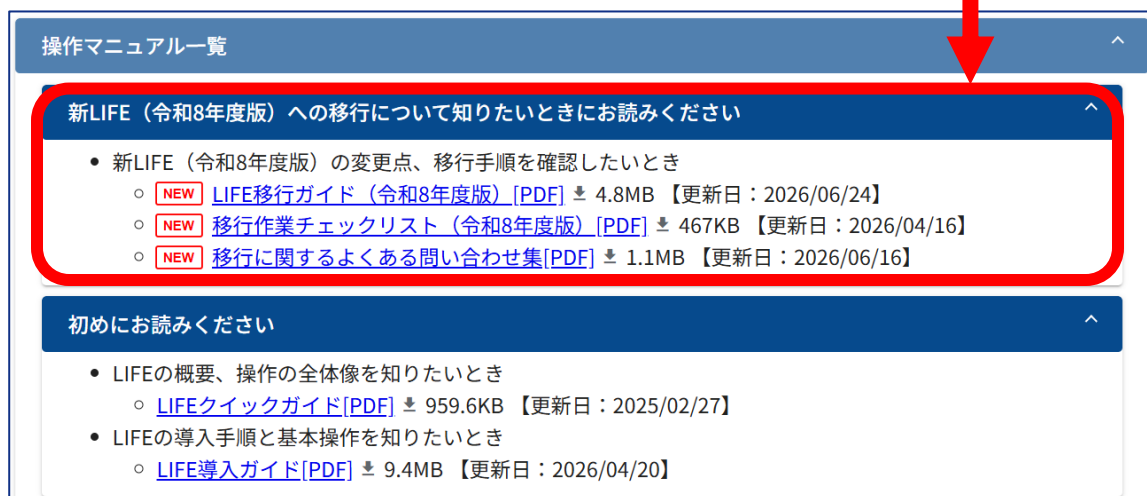
までに**国保中央会運用LIFEへの移行**をお願いいたします

**LIFE関連加算を継続して
算定いただくためには
移行作業が必要です**

- 国保中央会運用 LIFE の利用を開始するためには、**以下の①～③の事前準備や移行作業等が必要**となります。
 - ① 電子証明書（介護保険証明書/介護DX証明書）の取得及びインストール
 - ② 厚労省運用LIFEから国保中央会運用LIFEへの移行
 - ③ 国保中央会運用LIFEでの利用者情報の再登録
- ①の電子証明書に関する作業については、**事業所・施設内での要否の確認に時間を要する場合があるため、お早めにご対応いただくようお願いいたします。**
- 厚労省運用LIFEは令和8年9月1日にサービスを停止する予定です。

移行作業について

- 移行作業の手順につきましては、「**LIFE移行ガイド**」をご覧ください。
(移行の流れは次ページをご覧ください)
- LIFE移行ガイドは、厚労省運用LIFEのトップページ右上の「**マニュアル**」よりご覧いただけます。
(厚労省運用LIFEURL : <https://life-web.mhlw.go.jp/home>)



- 移行に関する**事業所・施設向けの説明動画**が公開されています。
併せてご覧ください。

<説明動画の公開先>

<https://www.youtube.com/watch?v=C6fUsGkF5a4>

<説明動画の内容>

- 移行作業のスケジュール
- 令和8年5月サービス分提供分以降のLIFEに様式情報の提出が必要な加算に関する対応について
- LIFE ヘルプデスクに寄せられている主なお問い合わせに対する回答 等

移行作業の流れについて

- ・ 移行作業の大まかな流れは以下のとおりです。
- ・ 作業の詳細は、「LIFE移行ガイド」や説明動画をご覧ください。

STEP1 移行準備

電子証明書のインストールを行う

p.2-18

LIFEを利用する端末に電子証明書をインストールします。

- ・ 管理ユーザの端末に電子証明書をインストールします。
- ・ 管理ユーザの端末と別の端末でLIFEを利用する場合は、操作職員の端末にも電子証明書をインストールします。

（電子請求受付システムへログインしレセプト請求をしている、または、ケアプランデータ連携システムを利用している端末と国保中央会運用LIFEで利用する端末が同じ場合、電子証明書の新規取得不要）

厚労省運用
LIFE

STEP2 移行作業

厚労省運用LIFEにログインする

p.2-18

厚労省運用LIFEで「データ移行実施」ボタンをクリックする

p.2-18

LIFEシステムで
処理が実行されます

国保中央会
運用LIFE

STEP3 移行後 操作

国保中央会運用LIFEにログインする

p.2-24

管理ユーザ情報を再入力する

p.2-28

操作職員情報を確認・再入力する

p.2-30

利用者情報を再入力する

p.2-33

※管理ユーザと操作職員のいずれでも可能

電子証明書のインストールについて

- 国保中央会運用LIFEの利用に必要な電子証明書のインストールは、以下の流れでご対応ください。

①

電子請求受付システムユーザID・パスワードを確認する

電子証明書の発行申請とインストールを行うためには、「電子請求受付システム」にログインする必要があります。

パスワードを紛失した場合などは再発行が必要です。再発行にはお時間を要する場合もあるため、お早めにご確認ください。

＜手順書（電子請求受付システムユーザID・パスワード）＞

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_besshi_03.pdf

➤ ユーザID・パスワードの確認方法や、パスワードの再発行方法が確認できます。

②

介護保険証明書の発行履歴を確認する

「電子請求受付システム」にログインした後、介護保険証明書の発行履歴をご確認ください。

発行履歴の有無により、インストールする電子証明書が決まります。

＜電子請求受付システム＞

<https://www.kaigo.e-seikyu.jp/KShinsei/main>

＜手順書（電子証明書）＞

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_besshi_02.pdf

発行履歴の確認方法：p.5～p.7

③

電子証明書の発行申請とインストールを行う

介護保険証明書の発行履歴がある場合は、発行済で有効期限内の介護保険証明書をインストールしてください。

発行履歴がない場合は、介護DX証明書の発行申請とインストールしてください。

＜手順書（電子証明書）＞

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/tebiki_besshi_02.pdf

発行履歴がある場合：p.37～p.42 発行履歴がない場合：p.8～p.17

証明書の発行に必要な「証明書発行用パスワード」について：p.4／p.62～66

問い合わせ先について

- ・ 移行に関するお問い合わせは、**厚労省運用LIFEの「お問い合わせの方へ」**からヘルプデスクへご連絡をお願いいたします。
- ・ 当該ヘルプデスクへのお問い合わせは令和 8 年 7 月 31 日まで受け付けています。

【厚労省運用LIFE ヘルプデスク】

＜移行に関するお問い合わせ全般＞

<https://life-web.mhlw.go.jp/common-inquiry>



- ・ 移行作業後、又は令和 8 年 8 月 1 日以降のお問い合わせにつきましては、**国保中央会運用LIFEの「お問い合わせの方へ」**からヘルプデスクへご連絡をお願いいたします。

【国保中央会運用LIFE ヘルプデスク】

＜移行作業後の事業所・施設、令和 8 年 8 月 1 日以降＞

<https://top.life-kkh.jp/common-inquiry>

